

エコアクション21

環境活動レポート

2011年度

(運用期間 2010年8月～2011年7月)

株式会社 緑 栄

発行 2011年 9月 1日

改訂 2011年11月14日

1. 株式会社 緑 栄 の事業概要

(1) 事業者名及び代表者名

株式会社 緑 栄 代表取締役 堀 江 貞 夫

(2) 所在地

認 証 ・ 登 録 対 象	本社(事務所A：営業部門・工事部門) 埼玉県さいたま市緑区大字中野田1105-3 (事務所B：総務部門) 同 所
	車庫・倉庫 埼玉県さいたま市大字南部領辻3244-1
	倉庫 B 埼玉県さいたま市大字南部領辻3219-3 (肥料工場・その他作業場)
	各建設現場

(3) 各責任者及び担当者氏名

統括責任者：堀 江 貞 夫
環境管理責任者：堀 江 敦 史
EA21事務局：堀 江 羊 子
総務課担当者：堀 江 羊 子
連絡先 TEL：048-878-1805
FAX：048-878-6044
E-mail：ryokuei@apricot.ocn.ne.jp
本社(事務所A・B) 担当者：堀 江 羊 子
建設現場担当者：各建設現場の現場代理人を各現場担当者とする
車庫・倉庫 担当者：堀 江 貞 夫
倉庫B(肥料工場・その他作業場) 担当者：堀 江 貞 夫

(4) 事業概要

- ① 主な事業 造園工事業 土木工事業 とび・土工工事業
- ② 資本金 2,000万円 (平成23年7月31日現在)
- ③ 従業員数 11人 (平成23年7月31日現在)
- ④ 床面積 本社(事務所A) 33㎡ 本社(事務所B) 49.5㎡
車庫・倉庫 396㎡ 倉庫B(肥料工場・その他作業場) 99.0㎡
- ⑤ 売上高 決算期8月～7月 152,033千円 (平成23年7月期)
- ⑥ 主な事業許可の内容

造園工事業

[建設業の許可 埼玉県知事 許可(特-19)第50145]

土木工事業 とび・土工工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業

[建設業の許可 埼玉県知事 許可(般-19)第50145]

2. 基本理念と環境方針

《基本理念》

株式会社緑栄は、“緑”に携わる企業として継続的な自然環境の保全活動を、全社員で推進することに努め、地球環境と社会生活の永続的な共生を図り、地球環境にやさしい社会に貢献します。

《環境方針》

当社は、地球環境・地域環境に配慮し、環境保全活動を推進する上で、次に示す環境方針を定めます。

- (1) 主に次の項目に取り組むことによって、環境負荷を改善します。
 - ① 電力使用量・燃料使用量の削減に努め、二酸化炭素排出の削減に取り組みます。
 - ② 省資源に努め、用紙や水の使用量の削減に取り組みます。
 - ③ 剪定枝等のリサイクルを推進・強化し、廃棄物を削減します。
 - ④ 事務用品及び建設資材などについては、可能な限り、グリーン購入に努めます。
- (2) 上記の項目を達成する上で、環境経営システムを確立し、見直しを図り、その継続的改善及び環境汚染の予防を行い、維持します。
- (3) 関連する環境関連の法規制、条例及びその他の要求事項を遵守します。
- (4) 全員参加による環境保全活動を実行します。
- (5) 環境方針を含めて記述した環境活動レポートを作成し、地域や利害関係者からの要求に応じて配布、公表し、社内外への情報提供を行うことにより、積極的な環境コミュニケーションに取り組んでいきます。

2011年9月1日

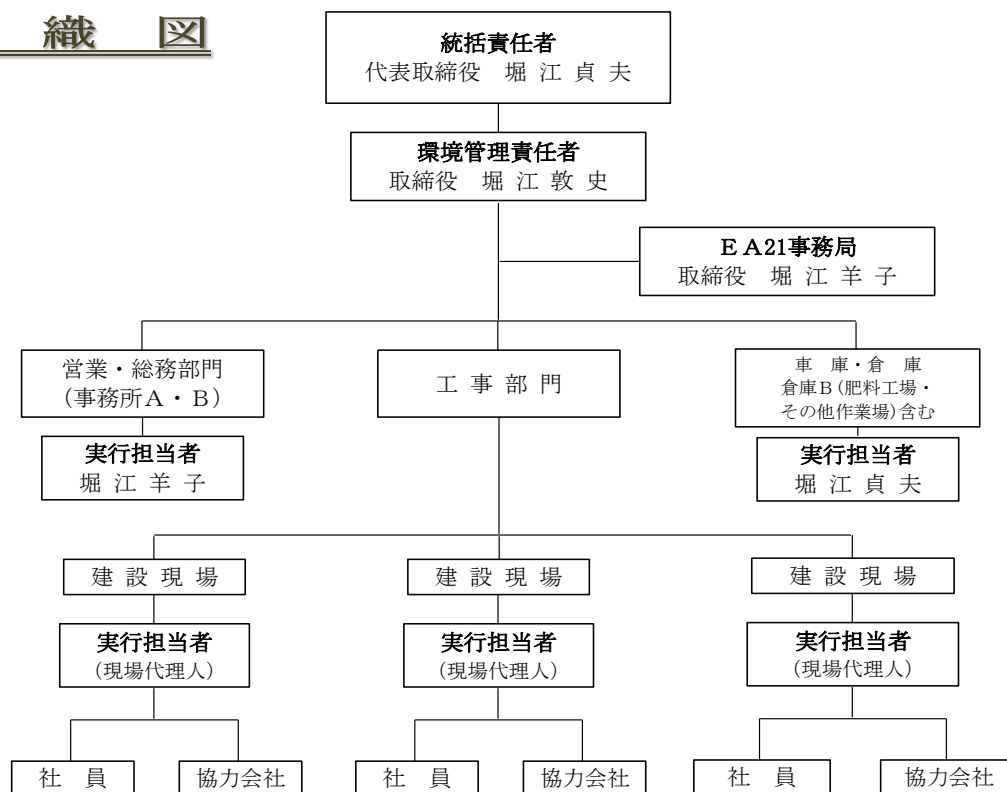
株式会社 緑 栄

代表取締役

堀江貞夫

3. 環境経営システム実施体制

組織図



役割、責任及び権限

<p>統括責任者 堀江貞夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境経営に関する統括責任を負う ② 環境経営システムの構築、運営、管理及び維持に必要な資源の用意 ③ 環境管理責任者の任命 ④ E A 21 事務局の設置 ⑤ 方針の決定 ⑥ 実施体制、目標計画の決定 ⑦ 活動計画の承認 ⑧ 全体の評価と見直し 	<p>E A 21 事務局 堀江羊子</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文書・記録の保管、管理 ② 統括責任者・環境管理責任者の補佐 ③ 環境活動レポートの作成及び公開 ④ 環境関連における内外部コミュニケーションの窓口
<p>環境管理責任者 堀江敦史</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 環境経営システムの運用 ② 活動計画の策定 ③ 活動計画取組状況の把握・評価 ④ 活動計画取組の推進 ⑤ 統括責任者への報告 	<p>各部門における実行担当者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各部門において活動計画を実行 ② 環境目標及び環境活動計画の実施並びに状況報告 ③ 各部門における問題点の発見及び是正並びに予防措置 <p>全社員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当社が“緑”に携わる企業であることを十二分に認識して、環境方針を理解し、環境への取組みの重要性を自覚する ② 環境経営システムへの積極的な参加

4. 環境目標、活動計画及び実績

(2008年8月～2009年7月)を基準とし、短期(2010年8月～2011年7月)及び中長期(2011年8月～2012年7月、2012年8月～2013年7月)の目標を策定しました。

4-1

項目	単位	基準値		短期		中長期		
		2008年8月～2009年7月		目標	実績	目標		
		2010年8月～2011年7月	2010年8月～2011年7月	2011年8月～2012年7月	2012年8月～2013年7月			
削減目標割合		%		△1.0		△2.0	△3.0	
二酸化炭素排出量	電力	kg-CO ₂	5,723.48	5,666.25	5,331.20	5,609.01	5,551.78	
		kWh	13,467.00	13,332.33	12,544.00	13,197.66	13,062.99	
	燃料	※1 ガソリン	kg-CO ₂	15,190.34	15,038.44	20,956.93	20,747.36	20,537.79
			ℓ	6,542.88	6,477.45	9,026.70	8,936.43	8,846.17
		軽油	kg-CO ₂	35,662.39	35,305.77	36,001.67	34,949.14	34,592.52
			ℓ	13,589.09	13,453.20	13,718.37	13,317.31	13,181.42
		灯油	kg-CO ₂	912.05	902.93	1,142.30	893.81	884.69
			ℓ	366.00	362.34	458.40	358.68	355.02
		LPG	kg-CO ₂	4.50	4.46	1.50	4.41	4.37
			kg	1.50	1.49	0.50	1.47	1.46
二酸化炭素排出量合計		kg-CO ₂	57,492.76	56,917.85	63,433.60	62,203.73	61,571.15	
二酸化炭素排出量の対売上高率(kg-CO ₂ /百万円)					417.33			
産業廃棄物 収集運搬量 (受託分)	木くず	t	0	※2	0	※2		
	がれき類	t	0		0			
	一般廃棄物 収集運搬量 (受託分)	木くず 刈草	t	0		0		
廃棄物排出量 (自社分)	※3 コピー用紙	事務所A	kg	22.18	21.96	82.02	81.20	80.38
		事務所B	kg	計測なし	5.26			
	コピー用紙排出量の対売上高率(kg/百万円)					0.54		
	一廃	厨芥ごみ等	kg	計測なし	284.65	257.01	281.77	278.89
		ビン・かん	kg	計測なし	7.13	3.64	7.06	6.98
		剪定枝等	t	259.48	※4	189.25	※4	
	産廃	プラスチック	t	0	※2	0.53	※2	
		木くず	t	4.00		1.38		
		ガラスくず等	t	0		3.60		
		がれき類	t	4.00		3.96		
当社が回収した一般廃棄物量		kg	計測なし		170	※5		
化学物質排出量		kg	計測なし		2.33	※6		
水使用量	上水	m ³	272.30	269.58	230.85	266.85	264.13	
	雨水	m ³			6.13	※7		
増加目標割合		%		0.50		1.00	1.50	
剪定枝等の再資源化(率)		t(%)	4.5t (率1.73%)	2.23%	5t (率2.64%)	2.73%	3.23%	
地域社会への貢献			2回	3回	3回	4回	5回	

◎ 基準年で計測なしとしたデータについては、臨時運用期間(2010年3月～5月)3ヶ月間の実数値を年間に換算して算出した下記の推定値から目標値を設定しています。

コピー用紙B : 5.312kg 厨芥ごみ等 : 287.52kg ビン・かん 7.20kg

※1

ガソリン使用量については、作業内容が今期から大幅に変更され、また、この傾向は長期にわたることが予測されるため、今期の実測値をベースにして目標設定を変更しました。従って次期1%減から始まります。

※2

受託分の収集運搬量については、当社の方針で増減できるものではないため、目標設定はできませんが、適正処理を徹底します。

自社分の産廃についても当社が元請けで受注した業務により排出されるものであり、当社 の意思で増減することとはできませんので、目標設定はできず、適正処理を徹底します。

※3

今期の実測値をベースに次期以降の目標設定をすることに変更しました（次期1%減）。従って今期からA、Bを分離する理由もなくなりましたので、統一して表示しています。

※4

剪定枝等については、業務の請負件数、内容により変化するため目標は設定せず、過去の計測のみを行いました。剪定枝等については、排出量の削減を図るのではなく、再資源化などの向上に努めていきます。

※5

業務前後の清掃作業中などで回収された金属くず、ビン、かん等は計測のみを行います。尚、当社が業務中に回収した一般廃棄物は、一定量に達した時に所定の廃棄物処理施設に搬送しています。

※6

化学物質排出量については、当社の方針で使用量の増減を図ることはできませんので、毎年の使用量のみを計測いたします。なお、前回は農薬などの使用量（ℓ）で表示しましたが、今回からは、含まれる化学物質質量（kg）で表示することにいたしました。但し、表示されているものは、P R T R制度の対象となっている化学物質の使用量のみです。

※7

雨水は今期から現場で使用し始めましたが、目標設定については、今後、施主側との協議の上検討します。

活動計画

主な環境負荷削減をするために、下記事項を活動計画として策定します。

1. 二酸化炭素排出量の削減

(1) 電力使用量の削減

- ・事務所内での不要時の消灯を心掛けます
- ・不使用のパソコンの電源等に気を配ります
- ・ウォームビズを推進します
- ・クールビズを推進します

(2) 燃料使用量の削減

① ガソリン・軽油

- ・アイドリングストップ
- ・エンジンの空吹き禁止
- ・作業目的の場所をあらかじめ調査することによる目的地へのスムーズな到着を心掛けます
- ・車両の保守点検
- ・急発進・急加速の禁止
- ・過積載の禁止

② 灯油

- ・特に冬季の作業場において、ウォームビズの推進や、こまめにストーブの消火などを行い、灯油の無駄な使用を避けます

③ LPG

- ・湯沸かし器を使用していない時には、ガスの元栓を閉め、使用時もお湯の流し放しを禁止して、使用量を削減します

2. 廃棄物排出量の削減（一般廃棄物・コピー用紙）

(1) 一般廃棄物排出量

- ・ビン・かん・ペットボトル類等の分別収集を徹底し、資源ごみとして再生利用できる状態で排出することを心掛けます

(2) コピー用紙排出量

- ・両面印刷や、裏紙の有効活用をできる限り行なって、シュレッダー処理は極秘文書に限定します

3. 廃棄物排出量（剪定枝等）及び、剪定枝等の再資源化率の向上

- ・剪定枝等排出量は工事受注件数及び、剪定業務受注件数の増加に伴い自然に増加するものであるため、一概に削減できるものではなく、むしろ排出量に比例して再資源化率を増加させるように努めます

4. 当社が回収した一般廃棄物

- ・造園工事、剪定業務後の清掃中に回収された金属くず、ビン・かん等は、当社で意識的に削減することはできませんが、分別収集してデータ計測をします

5. 化学物質排出量の削減

- ・農薬については最低限の使用に努め、無駄な散布をしないように、効率良い作業を常に念頭に置いて使用し、また、使用量の把握及び、在庫管理を徹底します

6. 水の使用量削減

- ・建設現場で使用する水については、雨水の利用がどこまで可能か検討します。施主と相談の上、適切な処理を図ります
- ・上水については、水使用箇所には節水の表示をし、こまめに蛇口を閉める習慣を身に着けます

7. 地域社会への貢献

- ・新聞紙、ダンボールは、地域の子供会に供出してリサイクル化推進に協力します
- ・地域の公園、道路の清掃を行うことに努めます
- ・造園及び環境に関する講演会の講師として招聘された時は、積極的に参加します

5. 会社代表者による全体の評価と見直し

2010年8月～2011年7月

の運用実績と評価は下記の通りです。

	評価対象	目標	実績	評価
1	二酸化炭素排出量	1.0%減	10.33%増	未達成
2	一般廃棄物排出量	1.0%減	11.56%減	達成
3	コピー用紙排出量	1.0%減	198.34%増	未達成
4	剪定枝等排出量	—	27.07%減	—
	剪定枝等の再資源化率	0.5%増	0.91%増	達成
5	化学物質排出量	適正管理		
6	水の使用量	1.0%減	15.22%減	達成
7	雨水の使用量	適正使用		
8	地域社会への貢献	3回	3回	達成

4. で記載した実績と、上記評価を踏まえて、今期に改善された点及び見直しすべき点、更には3月11日の震災による環境への影響等について、慎重な考察を実施して、今後の環境方針、環境目標の変更及び環境計画の再考を進めたいと思います。

1. 二酸化炭素排出量の削減

(1) 電力使用量の削減

活動計画については、概ね実施できたと思います。特に3月11日以降については、社員全員が被災地に思いを馳せ、節電について真剣に取り組んだ結果が具現されました。

(2) 燃料使用量の削減

ガソリン、軽油については、いずれも増加となり、特にガソリンについては大幅な増加となっています。これは、今期の業務内容が大幅に変更されたことに伴うもので、当社の業務のうち、草刈り業務が機械化作業(軽油使用)から、人力作業(ガソリン使用)に変更することを余儀なくされ、勢い、人力作業で使用する肩掛式草刈り機のガソリン使用量が大幅に増加したことに起因するものです。

この傾向は、今後も長期にわたる可能性がありますので、次期以降の目標設定については大幅に見直しを図りました。即ち、基準値を今期の実測値に変更して、次期1%減から始めることにしました。

また、二酸化炭素排出量については、対売上高率を計測して、今後の動向を見極めることにしました。無論、売上高だけでなく、業務内容の変化など他の要因についても検討を継続します。

2. 一般廃棄物排出量の削減(コピー用紙・剪定枝等を除く)

コピー用紙及び剪定枝等以外のビン・かん、ペットボトル及び塵芥ごみ等について『分別収集』を行うことは、各社員の意識に定着したものと思われまます。

今後も、マイボトルの携行を推奨し、今期以上に削減できるよう努力します。

3.コピー用紙排出量の削減

裏紙使用、ミスコピーの防止等を心掛け実行しましたが、削減目標を大幅に超えることとなりました。原因の一つには、公官庁からの受注業務の増加に伴い、大量の提出書類を求められたことが考えられます。さらに、事務所B(今期からA、Bを統一して事務所とします)について、基準年(2008.8~2009.7)で計測されていなかったために、臨時運用期間(2010.3~2010.5の3ヶ月)に計測した数値を目安として、今期以降の目標を設定しましたが、大幅な見込み違いがあり、大きな誤差が生じる事となったものと思われれます。次期以降は今期の年間の数値(実測値)を基準値として把握し、大幅な見直しを図り、目標設定を現実的なものに変更することとしました。従って、次期の1%減から始めることとなります。

また、二酸化炭素排出量と同様に、対売上高率を計測して、今後の動向を見極めることとしました。無論、売上高だけでなく、他の要因についても検討を続けていきます。

4.剪定枝等の排出量及び剪定枝等の再資源化率の向上

剪定枝等については、工事量により変化しますので、一概に削減することだけを目標にすることはできず、むしろ、チップ化した肥料として再利用する比率を向上させることに目標を設定しています。

今期は剪定枝等の排出量の減少もあり、再資源化率は、目標を達成することができました。

しかし、3月11日以降、剪定枝等の肥料化についても、危惧されることもあり、今後の見通しは大変困難なものになるものと思われれます。目標設定の見直しが必要と思われれますが、流動的な状況でもあり、とりあえずは、次期については目標設定の変更を致しません。

5.化学物質排出量の削減

農薬の排出量については、現場規模により変化することは無論、施主の側の希望で、その使用量も左右されます。従って、その増減を目標とすることはできません。むしろ、専門家として、農薬使用の有無を含めて農薬の種類、及び適正な使用方法等について、施主への適切なアドバイスが最も重要なことと思われれます。さらに当社が散布する農薬の使用量の把握、保管する在庫量について、適正に管理することが肝要かと思います。

6.上水使用量削減及び雨水利用

(1)上水

日常的な節水活動のみならず、今期に設置した雨水の貯水タンクの利用により、上水については、大幅な削減となりました。上水の日常的な節水活動は今後も継続し、今期以上の効果を実現するよう努力します。

(2)雨水

今期設置した貯水タンクの雨水は、農薬の希釈用及び灌水用に使用しましたので、上水の使用量削減には大きな効果をあげました。

今後、施主側に、できる限り雨水を利用するように、アドバイスすることは当然ですが、現時点では、当社の意思で、その増減を企図することはできませんので、次期以降も利用した数値のみの表示にとどまり、適正な利用を検討します。

今後は、上水及び雨水の全使用量に占める雨水利用率の増加を目標とすることも可能かと思われれますが、震災後は雨水の利用について異論もありますので、慎重に検討します。

7.地域社会への貢献

(1)リサイクル

新聞紙及び段ボールのリサイクルについては、地域子供会へ供出によりその推進を図っています。

(2)清掃

地域の公園、道路の清掃は、当社の業務の性質上当然のことであり、今後も重要な項目として推進するつもりです。今期も前期と同様、羽生市の本多静六記念公園の清掃、整備に従事しました(H23.7.14)。その他に、さいたま市みどりの祭典(H22.10.17)、及び埼玉スタジアム消防訓練(H22.12.19)に参加しました。

当社の業務遂行そのものが、「より良い環境作り」であることを肝に銘じ、業務拡大発展こそが、「より良い地球環境作り」であることを全社員が認識して、日々の業務遂行に専念する所存です。

6. 環境関連法規への違反、訴訟の有無

当社に適用される主な環境関連法規等の遵守状況を評価した結果違反はありませんでした。また、関係当局からの違反等の指摘及び利害関係者からの訴訟等は、過去3年間ありません。

法 規	当社の対応	遵守状況
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律	埼玉県許可 第01101051125号 さいたま市許可 第10100051125号 さいたま市廃許可第304号 許可・委託契約・実施報告・表示等の実施	○
建設リサイクル法	がれき類の適正処理	○
自動車リサイクル法	使用済み自動車の引き取り業者引渡し 購入時のリサイクル料金支払い	○
家電リサイクル法	家電電化製品の資源の有効利用 適正委託	○
農薬取締法	登録番号 第2484号(病虫害防除業届) 登録番号 第1280号(農薬販売業届) 適正管理	○
肥料取締法	登録番号 特肥 第511号 登録番号 販売 第2032号 (特殊肥料生産及び販売業届)	○
消防法	農薬の取扱い・保管等	○
埼玉県生活環境保全条例 さいたま市環境基本条例 さいたま市生活環境の 保全に関する条例	環境への負荷の低減に資するように努める 資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、環境 配慮型製品及び役務の優先的な購入、生活排水 による水質汚濁の防止等により、環境への負荷 の低減に努める	○
オフロード法	特定自主検査の実施	○

※ 古物商営業法については、過去3年の間、適用実績がありませんので、今回から対象から除外しました。